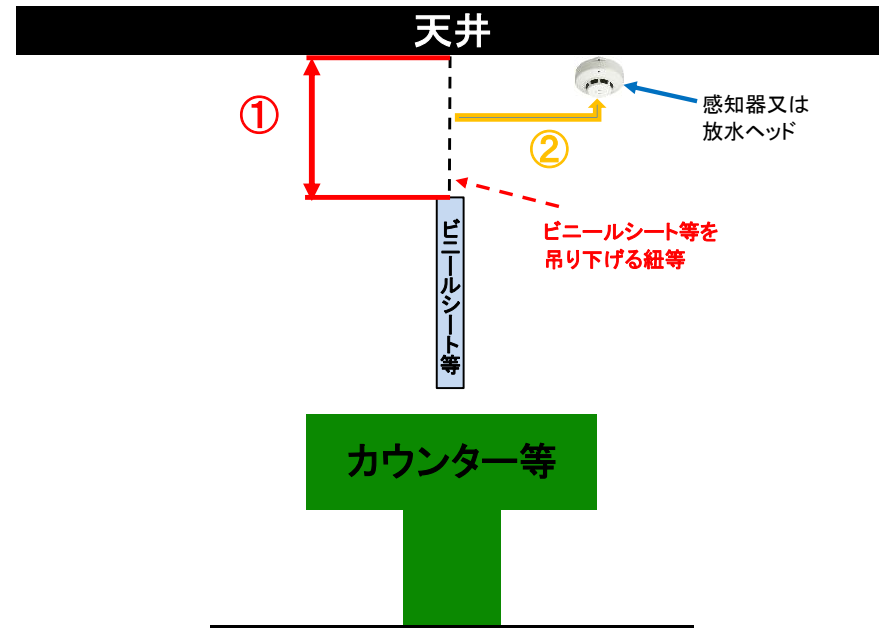


ビニールシート等の適切な設置例(正面からのイメージ)



ビニールシート等の適切な設置例(横からのイメージ)



ビニールシート等は、自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備の放水ヘッドの作動に障害がないように設置しなければなりません。感知器や放水ヘッドは、天井に設置されているので、作動障害が発生しないようにするためには、天井とビニールシート等の間に一定の空間(上記図の①の距離)が必要となります。

また、放水ヘッドは上記に加えて、ビニールシート等から1m以内(上記図の②の距離)に設置しなければなりません。

自動火災報知設備の感知器の場合

感知器は大きく分けて熱感知器と煙感知器があります。

熱感知器が設置されている場合は、①の距離は30cm以上必要です。

煙感知器が設置されている場合は、①の距離は20cm以上必要です。

スプリンクラー設備の放水ヘッドの場合

①の距離は60cm以上必要で、かつ②の距離が1m以内とならなければなりません。

上記の内容は、作動障害を発生させないための、吹田市消防本部の行政指導です。詳細については、最寄の消防署へご相談ください。